

藤枝市エコアクション21認証取得事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 環境問題についての事業者の意識の高揚を図り、環境配慮行動を促進し、地球温暖化対策を推進するため、エコアクション21の認証を取得し、又は更新する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「エコアクション21」とは、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに定める規格に適合する環境マネジメントシステムを一般財団法人持続性推進機構（以下「機構」という。）が認証する制度をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に所在する事業所で、エコアクション21の認証を取得し、又は2回目以降の更新をする事業者とする。ただし、認証・登録をした事業者については新規取得のみとし、この要綱による補助金の交付を受けた事業者は対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象者が機構に支払ったエコアクション21の認証・登録料又は更新登録料とする。ただし、市外の事業所も併せて認証を取得又は更新した場合は、当該認証の取得に係る経費を、全事業所の従業員数のうち、市内の事業所の従業員数に応じて按分した額を補助対象経費とする。

(補助額)

第5条 補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 認証・登録 補助対象経費に相当する額

(2) 更新登録 補助対象経費の2分の1の額

2 前項の規定により計算した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、エコアクション21認証・登録日又は更新・登録日から起算して6か月を経過した

日までに、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請兼実績報告書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 審査申込書の写し
 - (2) 認証・登録証の写し
 - (3) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し
 - (4) エコアクション21の審査において提出した環境経営レポート
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の決定及び補助金額の確定)

第7条 市長は、前条の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じ現地調査し、補助金の交付を決定及び確定したときは、補助金交付決定兼確定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(請求)

第8条 申請者は、前条の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備及び保管期間)

第9条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成27年藤枝市告示65号)

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成28年藤枝市告示143号)

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成29年藤枝市告示195号)

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成30年藤枝市告示220-1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の藤枝市エコアクション21認証取得事業補助金交付要綱は平成30年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の藤枝市エコアクション21認証取得事業

費補助金交付要綱の規定により提出されている環境行動計画書、環境行動報告書は、改正後の藤枝市エコアクション2.1認証取得事業費補助金交付要綱の相当する規定により提出された環境行動計画書、環境行動報告書とみなす。

附 則（令和4年藤枝市告示108号）

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。